

## 甲府市農業委員会 4月定例総会議事録

1. 日 時 平成29年4月27日(木曜日) 午後2時00分から3時30分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員(29名)

会長・西名武洋 会長職務代理者・山本光信 会長職務代理者・田中寿雄  
委 員

3番 向山 章夫 4番 柳澤 榮 6番 保坂 敬夫 7番 植田 泰  
8番 花形 満寛 9番 米永 健治 11番 長田 淳 12番 萩原 為仁  
15番 福島 昌之 16番 大塚 義久 17番 飯沼 博 18番 宮沢 幸洋  
19番 堀井 公雄 20番 柿嶋 敦 21番 五味 一豊 22番 土屋三千雄  
23番 桑本袈裟康 25番 土橋 吉次 26番 土屋 正人 28番 窪田 勝  
29番 關野 登 30番 長塚 吉夫 31番 芹澤 章 32番 萩原 斉  
33番 長田 孝夫 35番 中川 貴子

4. 遅刻委員(0名)

5. 欠席委員(6名)

1番 山中 和男 2番 森 信二 10番 植田 年美 14番 井田 慶喜  
27番 三神富太郎 34番 萩原 靖彦

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 青木 進  
農地係 係 長 田中 紀雄  
係 長 佐野 慶一  
主 事 一ノ瀬 匠  
振興係 係 長 岡 正己  
技 師 吉澤 雅貴

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成29年4月告示分農用地利用集積計画について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第5号 返納届について
- 報告第6号 農用地利用集積計画の解約について
- 報告第7号 甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の指名について

午後2時00分 開会

○事務局（田中係長）

それでは、ただ今から、平成29年度4月定例総会を始めます。

本日の会議は、定数35名中29名が出席し過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

総会に先だち、会長より「あいさつ」をいただきます。会長よろしく願いいたします。

○議長（西名会長）挨拶略

こんにちは、今年度に入りまして初めての4月の定例総会にご出席いただきありがとうございます。

《以下 挨拶 略》

○事務局（田中係長）

ありがとうございました。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。

会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会4月定例総会を、農業委員会等に関する法律並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、4月定例総会の議事録署名委員ですが、6番の保坂敬夫委員、それから7番の植田 泰委員のお二人をお願いを致します。

それでは、議事に入ります。



○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号については、許可証の交付を  
してまいります。

つづきまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを  
議題とします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（佐野係長）

今月の4条許可申請は1件になります。

議案書2ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

甲府市中道保育所から〇〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面・北面は農  
地、西面は道路及び農地となっています。

農地区分は、第2農地と判断しました。

申請人は、申請地を〇〇〇〇〇ったため、〇〇〇〇を設置し、土地の有効活用を  
図りたいとのこと。

転用後は、〇〇〇〇を設置する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

次に、地区毎に、地元委員から補足説明をお願いします。

1番の案件は、中道地区の長田孝夫委員をお願いします。

○中道地区委員（長田孝夫委員）

申請人ですが、〇〇〇〇も〇〇で、また〇〇〇〇〇〇〇〇ということで、農地も耕作  
ができないということで、〇〇〇〇に変えていきたいということです。

また、この土地は、風土記の丘公園の近くにありまして、ここの開発をする場合  
遺跡の調査等が必要になりまして、何も出てこなかったということです。よろしく  
ご審議をいただきたいと思っております。

○議長（西名会長）

地元委員から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問のある方は、お願いします。

○中川委員

ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

遺跡調査のことですが、試掘をするのですよね。

○議長（西名会長）

事務局で説明をお願いします。

○事務局（佐野係長）

まず、申請地が遺跡のある場所に該当しているかどうかを教育委員会の文化財の担当と協議していただきます。教育委員会で控えているエリアに入るということであれば、試掘もありますし、何かがでた場合は、教育委員会に見ていただいて、場合によっては、遺跡の発掘・調査に入る場合があります。

○中川委員

土地によって期間がどのくらいかかるか、状況によってわからないですよね。

○事務局（佐野係長）

状況によります。

○事務局（青木事務局長）

ちょっと補足させていただきます。

埋蔵文化財の包蔵地という指定をされているところを転用する場合は、転用する面積に応じて2ヶ所とか、3箇所とか決まっていて、その地点を試掘した時点で、教育委員会が確認して、特に問題がなければ、そのままできます。本堀が必要と教育委員会が認めた場合は、本格的に全部を調査しなければいけないと決まっています。

○中川委員

費用の面で、試掘は市で負担していただけるのでしょうか。

○事務局（青木事務局長）

全部土地の所有者の負担になります。

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。

他には、何かご意見ありますか。

《 意見・質問なし 》

○議長（西名会長）

質問もないようですので、賛否確認のために賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の賛成をいただきましたので、議案第2号の案件につきましては、全て1,000㎡以上の案件ですので、許可相当ということで、県農業会議に諮問をしております。

つきまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明してください。

○事務局（佐野係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が14件、賃貸借が6件、使用貸借が2件、合計22件となっています。

議案書3ページの1番、地図は2ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

昇仙峡警察官駐在所から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は農地、南面は道路、西面・北面は雑種地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地の隣接地において〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇しているが、〇〇〇〇〇〇〇〇が不足していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、関連案件となります議案書の2番・3番、地図は3ページの5条No.2～4をご覧ください。

申請地は、地図に黒塗りで示した[5-2]の箇所と黒枠に斜線で示した[5-3]の箇所、所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

和戸町交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地、南面は道路及び宅地、西面は雑種地、北面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地の隣接地に〇〇〇〇を所有しているが、〇〇〇〇に伴い〇〇〇〇〇が不足していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、地図に示した[5-2]を〇〇〇〇〇〇〇〇に、[5-3]を〇〇〇〇〇〇〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書4ページの4番、地図は変わらず黒枠に点線で示した[5-4]の箇所をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

和戸町交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地、南面は道路及び宅地、西面は雑種地、北面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇が手狭となったため、申請地を取得し、〇〇〇〇を〇〇



玉諸神社北交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・北面は農地、南面は用悪水路及び農地、西面は用悪水路及び宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇〇を経営し、譲渡人とは〇〇〇〇にあり、譲受人は〇〇〇〇に伴い〇〇〇〇が不足していることから、申請地を取得し〇〇〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書6ページの10番、地図は6ページの5条No.10をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・賃貸人・賃借人については、議案書記載のとおりです。

城南中通学路交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は農地及び宅地、南面は道路及び宅地、西面は宅地、北面は転用許可済み用地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は、主に〇〇〇〇や〇〇〇〇の〇〇〇を行なっているが、市内における〇〇が増えているため、市内に〇〇〇〇を求めていたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、〇〇〇による〇〇〇〇に転用したいとのことです。

なお、申請地は賃貸人により〇〇の〇月の総会で、〇〇〇〇による〇〇〇〇〇を得ております。

続きまして、議案書の11番、地図は7ページの5条No.11をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

小瀬スポーツ公園入口交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・北面は道路、南面・西面は農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、主に〇〇〇〇を行なっているが、市内における〇〇が増えているため、市内に〇〇〇〇を求めていたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書7ページの12番、地図は8ページの5条No.12をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

落合町交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路、南面は道路または農地、西面は道路または宅地及び農地、北面は宅地または農地及び道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地が立地条件に適しており、需要が見込まれるため、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇する予定です。

続きまして、議案書の13番、地図は9ページの5条No.13・14をご覧ください。





借人は、〇〇〇〇にあたり、〇〇〇などの〇〇を取得したことで、〇〇〇〇〇を〇〇することとなり、〇〇〇〇により〇〇〇を〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇〇する予定です。

続きまして、議案書の21番、地図は12ページの5条No.21をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・貸人・借人については、議案書記載のとおりです。

市立中道南小学校から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面は道路、西面は農地、北面は宅地となっています。

農地区分は、第2農地と判断しました。

借人は〇〇〇〇にあたり、借人は〇〇〇〇が〇〇となったため、貸人宅の〇〇へ〇〇を〇〇〇〇したいとのことで、使用貸借により〇〇〇〇〇を〇〇〇〇する予定です。

続きまして、議案書の22番、地図は13ページの5条No.22をご覧ください。

申請地は地図の黒塗りの箇所、所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

境川サービスエリアから〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地、南面・西面は雑種地、北面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は申請地の〇〇mほど〇側で〇〇〇を営んでいますが、現在使用している〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇がリニア新幹線の用地として買収される見込みであり、これまで〇〇〇〇のため転用してきましたが、現状の〇〇〇〇〇の〇〇〇が非常に狭いため、申請地を確保し〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇に〇〇したいとのことです。

以上でございます。

#### ○議長（西名会長）

事務局よりの案件の説明が終わりました。

次に、地区毎に地元委員より補足説明をお願いします。

まず1番の案件は、千代田地区の飯沼委員をお願いします。

#### ○千代田地区委員（飯沼委員）

1番の案件ですが、もう既に周辺は、相当大きな〇〇〇〇〇〇〇〇がありまして、今回の申請地は隣接地になります。〇〇㎡で、〇〇〇〇〇〇の〇〇の一部として利用したいということです。よろしくをお願いします。

#### ○議長（西名会長）

ありがとうございました。次に2番から4番の案件は甲運地区ですので、窪田委員をお願いします。

○甲運地区委員（窪田委員）

2番3番4番とひとりで管理しておりましたが、〇〇となってしまったため、止むを得ないと思います。それから4番に関しましては、事務局の説明の通りで、問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

次に、5番から9番の案件は玉諸地区です。柳澤委員お願いします。

○玉諸地区委員（柳澤委員）

5番から9番までは、事務局の説明のとおりで、何ら問題ありません。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

次に10番から20番の案件は、山城地区です。10番と11番につきまして關野委員、お願いします。

○山城地区委員（關野委員）

私は10番、11番ということになりますが、10番の案件につきましては事務局の説明のとおりですが、農地の所有者の同意が一部ですがとられていません。

地図をみていただきますと東側のところの同意が得られていません。これは、農地調査の折にも地元委員で協議しましたが、過去についても隣接するこの方の同意がとられていません。これは転用上、特に問題ないと考えておりますが、どうして同意しないのかということがでましたが、理由は定かではなく、同意はいただけませんでした。将来トラブルが生じることをないように考えておりますので、よろしくお願いします。

11番につきましては、除外案件の目的ですが、申請のとおりということで、問題ないと思います。以上の通りです。

○議長（西名会長）

12番の案件については、向山委員お願いします。

○山城地区委員（向山委員）

事務局の説明のとおりで、何ら問題ありません。〇〇も〇〇も〇〇しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

つづきまして、13番から19番は私の担当エリアですので、補足説明をさせていただきます。



地元委員から説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質問のある方はお願いします。

○中川委員

聞き落としたかもしれませんが、15番から19番についてこの別紙は単にまとめたものですか。

○議長（西名会長）

はい、そうです。

この事業者は現在、〇〇で〇〇を行っています。

その〇〇が〇〇〇〇って、〇〇〇して、〇〇になっていないので、〇〇もどうしてもしなければならぬ。〇〇〇〇です。この場所が〇〇ということで、もっといい環境の場所へということです。

他にはいかがでしょうか。

《 質問意見無し 》

○議長（西名会長）

特別意見もないようですので、賛否確認をとりたいと思います。賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員数の賛成をいただきました。

議案3号の内2番、5番、6番、7番、8番、10番、12番、また、14番～19番の案件は1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は、1,000㎡未満の案件ですので、許可証の交付をしまひります。

次に関連がありますので、報告第1号から第5号についての報告を受けたいと思います。事務局より説明してください。

○事務局（佐野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書11ページからご覧ください。先月の総会案件のうち、5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。

次のページからは平成29年3月23日から4月18日までに受理しました各種の届出を掲載しております。それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決によ

り交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から報告が終わりました。このことにつきましては、報告事項でございますが、皆さんからご意見、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

それでは、質問・意見もないようですので、この報告第1号から5号については、ご了承願いたいと思います。

それでは、つぎに、議案第4号、平成29年4月告示分農用地利用集積計画についてを議題とします。

なお、審議に先立ち、所有権設定の1番の案件は、窪田委員が、また、利用権設定の13番の案件は、土屋三千雄委員が関係する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折には、退席をお願いします。また審議終了後は、再び着席をお願いします。

それでは、議案第4号の内所有権設定の1番の案件と利用権設定の13番を除く案件について、事務局より説明してください。

また、関連がありますので、報告案件第6号についても、併せて報告してください。

○事務局（吉澤技師）

平成29年5月告示分の農用地利用集積計画の利用権設定につきまして、農業委員、農地銀行推進員の皆様にご協力をいただきまして、大変ありがとうございます。

今月は、所有権移転1件、新規設定16件、再設定6件、計23件の申出がありました。

議案書は、16件からになります。こちらの表は、所有権移転です。

甲運地区からの申出がありまして、合計面積は856㎡です。

1件おきまして、18件。こちらの表は、新規設定です。

千代田、甲運、二川、山城、中道北、中道南地区からの申出がありまして、合計面積は15,706㎡です。中段の表を見ますと、平成29年度の目標面積108,400㎡に対し、設定面積は23,114㎡となり、達成率は21%となります。

続いて、19件。こちらの表は、再設定です。

千代田、里垣、大鎌田、中道北、中道南地区からの申出がありまして、合計面積は11,366㎡です。中段の表を見ますと、平成29年度の目標面積338,200㎡に対し、設定面積は33,406㎡となり、達成率は10%となります。

それでは、ページはもどりまして、17 頁になります。

17 頁、1 番は利用権設定の所有権移転です。こちらは農業委員案件となっておりますので、後ほど審議をお願いします。

20 頁、1 番から 25 頁、16 番までは利用権貸借の新規設定です。

その内、13 番は、農業委員案件でございます。

20 頁 1 番～23 頁 8 番と再設定の 26 頁 17 番は、借手が同じであるので合せて説明します。

借り手はいずれも、ご覧のとおり、同一であります。

貸し手及び所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間につきましては記載のとおりとなっております。

続いて、23 頁 9 番の借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間については、記載のとおりとなっております。

続いて、10 番の借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間については、記載のとおりとなっております。

続いて、24 頁 11 番の借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間については、記載のとおりとなっております。

続いて、12 番の借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間については、記載のとおりとなっております。

13 番は、農業委員案件ですので、後程審議をお願いします。

続いて、25 頁 14 番及び 15 番は借り手が同じであるので、合わせて説明します。

借り手はいずれも、同一であります。

貸し手及び所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、16 番及び再設定 27 頁の 19 番は、解除条件付一般法人 による利用権貸借の案件です。

貸し手及び借り手はいずれも同一となりますので、合わせて説明いたします。

借り手及び、貸し手は記載のとおりとなっております。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間についても、記載のとおりとなっております。

借り手につきましては、平成〇年〇月〇日に〇〇〇〇として〇〇しまして、〇〇〇および〇〇〇〇の〇〇、〇〇の〇〇〇〇及び〇〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇の〇〇及び〇〇〇〇、〇〇の〇〇、〇〇及び〇〇〇〇等を行っております。

〇〇は〇名、〇〇〇〇〇は〇名～〇名ほどで、〇〇の内〇名が〇〇に常時従事しております。

甲府市内と甲斐市に〇〇〇の〇〇〇を〇〇しており、その〇〇で〇〇する〇〇の

一部を確保することとして、〇〇の〇〇を行っております。

また、昨年度に〇〇〇〇となりまして、甲府市の農地を貸借し〇〇を行っております。

続いて、26 号、17 番から 27 号、19 番までは利用権貸借の再設定となります。17 番は、先ほどの新規設定 1 番～8 番と合わせて記載したとおりです。

続いて、18 番の借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間については、記載のとおりとなっております。

続いて、19 番の借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間については、記載のとおりとなっております。

続きまして、27 号、20 番から 29 号、22 番までは利用権貸借の更新です。すなわち、前回と全く同じ条件で再設定するものです。

27 号 20 番の借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間については、記載のとおりとなっております。

続いて、28 号 21 番の借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間については、記載のとおりとなっております。

続いて、22 番の借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間については、記載のとおりとなっております。

引き続き 30 号、農用地利用集積計画（利用権設定）の解約の報告です。

1 番のみとであり、記載のとおりとなっております。

以上、解約の届けが提出されましたので報告いたします。

以上の案件であります。

#### ○議長（西名会長）

事務局から議案第 4 号の内、所有権設定の 1 番の案件と利用権設定の 1 3 番を除く案件についてについて説明がありました。

ここで、地元委員から説明が必要な案件があります。これは所有権移転や新規就農者及び法人が関係する案件若しくは特殊な案件について原則説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定 1 6 番と 1 9 番の案件については、解除条件付一般法人の案件ですので、中道地区の長田孝夫委員より補足の説明をお願いします。



○中道地区委員（長田孝夫委員）

借り手につきましては、昨年度から何回か、あがってきておりますので、説明は省略させていただきますが内容は、事務局の説明のとおりであります。私も話をしましたが、将来的に〇〇〇〇とか〇〇〇の〇〇〇〇が〇〇〇〇ほどあるということですが、〇〇と相談して、〇〇〇ほど〇〇していきたいという壮大な夢があるようです。詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。地元委員から説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問等ある方は、挙手をお願いします。

○議長（西名会長）

いかがでしょうか、16番と19番の解除条件付一般法人の案件については、たいへん多くの面積を、〇〇、〇〇、或いは、〇〇と精力的に〇〇〇〇を拡大しておりますが、〇〇も〇反のほど植え込んだということで、私も指導しました。場所が離れているので、全て目を向けられませんので、地元委員にもご指導いただきたいと話もした次第です。

他にみなさんからご質問はありますか。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、ここで賛否確認のためにご賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成挙手をいただきましたので、所有権設定の1番の案件と利用権設定の13番を除く案件につきまして、決定をしました。

また報告第6号については、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

それでは、所有権設定の1番の案件は窪田委員の案件ですので退席を願います。

《 窪田委員退席 》

○議長（西名会長）

それでは、議案第4号所有権設定の1番の案件について審議いたします。

事務局で説明してください。

○事務局（吉澤技師）

それでは、17 頁、1 番をご覧ください。申請地は川田にあるアリアから〇〇mほど〇〇に位置する農地です。

移転する農用地及び・移転する者・移転を受ける者は記載のとおりであります。

譲受人は〇歳、〇〇町に自作地・借入地合わせ〇aの経営地を有し、〇・〇・〇の〇人の世帯で〇〇を栽培しております。

この農地については、譲渡人が〇〇した農地でしたが、本人は〇〇に〇〇しており、農地の〇〇が〇〇ていない状況であり、〇〇〇〇となっております。

今回、譲渡人が〇〇を通して、譲受人に相談し、〇〇〇〇を行うこととなりました。

譲受人が取得した後、〇〇〇〇を再生し、樹園地として〇〇〇の栽培をするという事です。

以上の案件であります。

○議長（西名会長）

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問のある方はお願いします

《 質問無し 》

○議長（西名会長）

よろしいですか。

それでは、確認のために賛成の方は挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の挙手をいただきました。賛成多数ですので、この案件につきましては、決定をしまいたします。

それでは、窪田委員の着席をお願いします。

《 窪田委員着席 》

○議長（西名会長）

それでは、利用権設定の13番の案件は土屋三千雄委員の案件ですので退席を願います。

《 土屋三千雄委員退席 》

○議長（西名会長）

それでは、利用権設定の13番の案件について事務局で説明してください。

○事務局（吉澤技師）

それでは、24頁、13番をご覧ください。新規設定です。

借り手・貸し手は記載のとおりです。

所在、地目、面積並びに利用目的・貸借期間についても、ご覧のとおりとなっております。

農地として活用してほしいという貸手の意向と、農地として活用したいという借手との協議により契約を結ぶこととなりました。

以上、全ての案件の買手及び、借手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積50a及び20a、また、農作業従事日数年間150日を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による買い手及び、借手の要件を満たしております。

以上の案件であります。

○議長（西名会長）

事務局より説明が終了しました。

全ての条件を満たしている案件です。

これより質疑に入ります。ご質問のある方はお願いします

《 異議無しとの声あり 》

○議長（西名会長）

異議なしといただきましたので、13番の案件につきまして、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の挙手をいただきました。賛成多数ですので、この案件につきましては、決定をしております。

それでは、土屋三千雄委員の着席をお願いします。

《 土屋三千雄委員着席 》

○議長（西名会長）

次に、報告第7号甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の指名について、事務局から説明をしてください。

○事務局（田中係長）

報告第7号甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員の指名について事務局から説明させていただきます。

農地利用最適化推進委員については、4月3日から募集を開始し、明日28日で、受付を締め切らせていただきます。

その後、書類について、調査等を行い、選考の準備を整え、5月の中旬から下旬の予定で、甲府市農地利用最適化推進委員候補者の選考を行います。

そのために、甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開きます。

配布されております甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程をご覧ください。昨年から改正農業委員会制度検討委員会及び定例総会で話し合っていた結果、この規程を設置させていただきました。

第1条は設置の目的となっております。

第2条では候補者の選考を行い、農業委員会に報告する任務となっております。

第3条では、選考委員会は、農業委員会の中から委員6人以内を、会長が指名し組織します。第4条は、選考委員の任期ですが、現農業委員会の任期である7月30日までとなっております。

第5条については、選考委員会の委員長は会長をもって充て、選考委員会の代表となります。

第6条では、会議について、委員長が召集し、委員の過半数の出席により成立し、議事については、出席委員の過半数で決することになります。

第7条については、秘密保持となっております。

この規程により4月19日の改正農業委員会制度検討委員会の中で、会長が候補者選考委員を指名いたしました。

報告第7号をご覧ください。

《指名選考委員 朗読》

以上、事務局より報告事項について説明させていただきました。

○議長（西名会長）

事務局から農地利用最適化推進委員候補者選考委員のメンバーと経過の報告があったところです。皆様からご発言がありましたらお願いします。

《 意見無し 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。それでは、特別意見もないようですので、報告第7号につ

いてはご了承願います。

○議長（西名会長）

以上、4月の定例会の審議は皆様のご協力でスピーディーに短時間で終わりました。提案の方法を変えたということが、一番の原因ではないかと思えます。これも新しい時代の中での農業委員会の使命であり、この後、公表されるという展開もありますので、委員の皆さんもご協力をお願いしまして、議長の席を降ろさせていただきます。ごくろうさまでした。

午後3時30分 閉会

なお、総会終了後事務局から次の事項の事務連絡が行われた。

- (1) 5月の行事予定について（庶務、農地係 振興係）